



# KPMG Japan Tax Newsletter

29 May 2019



## 東京都 — 2019 年 10 月以後に開始する 事業年度の法人事業税の税率(案)を公表

2019 年度税制改正では、地域間の税源偏在を是正するための新たな恒久措置として、2019 年 10 月 1 日から法人事業税の一部を分離し、国税である特別法人事業税を創設して国から地方へ配分することとされました。これに伴い、2019 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の法人事業税の税率が見直されました。

東京都は、法人事業税の税率(超過税率)を定める東京都都税条例の改正案を、2019 年第 2 回東京都議会定例会(会期:6 月 4 日から 19 日)に提案する予定ですが、5 月 28 日、その提案予定の法人事業税の税率(案)が東京都主税局のウェブサイトに掲載されました。

- [令和元\(2019\)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人事業税の税率について](#) (PDF 377KB)

このニュースレターでは、東京都の法人事業税の税率(案)及びこれに基づく東京都の法人実効税率をお知らせいたします。

## I. 法人事業税の税率

2019年10月1日以後に開始する事業年度に適用される東京都の法人事業税(所得割)の税率(案)は以下のとおりです。

【資本金の額が1億円超の普通法人(外形標準課税対象法人)】

右記の期間に開始する 事業年度		2016/4/1～ 2019/9/30	2019/10/1～	
			改正前	改正案
課税標準 (年間所得)	400万円 以下	0.395% (1.995%)	1.995%	0.495%
	400万円～ 800万円	0.635% (2.835%)	2.835%	0.835%
	800万円超	0.88% (3.78%)	3.78%	1.18%

【資本金の額が1億円以下の普通法人等】

右記の期間に開始する 事業年度		2016/4/1～ 2019/9/30	2019/10/1～	
			改正前	改正案
課税標準 (年間所得)	400万円 以下	3.65% (5.25%)	5.25%	3.75%
	400万円～ 800万円	5.465% (7.665%)	7.665%	5.665%
	800万円超	7.18% (10.08%)	10.08%	7.48%

(上記は、不均一課税適用法人以外の法人に対する税率です。)

- カッコ内は地方法人特別税を含む税率です。
- 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものについては、年間所得800万円以下の所得に係る軽減税率の適用はありません。
- 2019年10月1日以後に開始する事業年度から、標準税率により計算した所得割額に対して、資本金の額が1億円超の法人(外形標準課税対象法人)については260%、資本金の額が1億円以下の普通法人等については37%の税率で特別法人事業税が課されます。

## II. 法人実効税率

法人事業税の税率(案)に基づく東京都の法人実効税率は、以下のような見込みです。今回の改正の目的は、地域間の税源配分を調整することにあるため、法人実効税率への影響はほとんどありません。

右記の期間に 開始する事業年度	2018/4/1～ 2019/9/30	2019/10/1～	
		改正前	改正案
資本金の額が1億円超の普通法人 (外形標準課税対象法人)	30.62%	30.62%	30.62%
資本金の額が1億円以下の普通法人等	34.59%	34.60%	34.59%

(上記の法人実効税率は、法人事業税、地方法人特別税及び特別法人事業税が損金算入されることを考慮し、所得 800 万円超に対する不均一課税適用法人以外の法人の税率を用いて計算しています。)

\*\*\*\*\*

2019 年度の税制改正については、以下のニュースレターでもお知らせしています。

[KPMG Japan tax newsletter](#)

[2019 年度税制改正大綱](#)(2018 年 12 月 19 日)

## KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

[info-tax@jp.kpmg.com](mailto:info-tax@jp.kpmg.com)

[home.kpmg/jp/tax](http://home.kpmg/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するように努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.